

平成 23 年 3 月 14 日

東北地方太平洋沖地震への地方銀行の対応について

社団法人 全国地方銀行協会

会 長 小 川 是

平成 23 年 3 月 11 日に発生した「東北地方太平洋沖地震」により、お亡くなりになられた方々に衷心よりお悔やみを申し上げますとともに、被災された方々には心からお見舞い申し上げます。

地方銀行としては、政府による「平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震にかかる災害に対する金融上の措置について」の要請を踏まえ、預金通帳、証書、届出の印鑑等を紛失した場合でも、預金者ご本人と確認ができれば払い戻しを行うなど、今回の被災者の皆さまに対して適切な対応をしていく所存でございます。

一方、13 日に東京電力株式会社より「計画停電（輪番停電）」の措置が発表されました。地方銀行では、停電が発生した場合でも、自家発電設備等の活用により業務継続できるよう、最大限努力してまいりますが、電力供給の状況等によっては、一時休業等の対応をとらざるを得ない営業拠点が出てくる可能性があります。

営業状況につきましては、各行の店頭の掲示等で速やかにお伝えするよう努力してまいります。お客さまには大変ご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解くださいますよう、お願い申し上げます。

また、地方銀行では、災害お見舞いの義援金の受付について、順次取り扱いを開始してまいりますので、お近くの地方銀行の窓口にご相談ください（全国の地方銀行（63行）の本支店で振込手数料を無料で取り扱いをしております。対象口座につきましては、地銀協ホームページ http://www.chiginkyo.or.jp/09_notice/02saigai.shtml でもお知らせしております）。

地方銀行は一丸となって、被災地域における銀行取引の円滑化および被災地経済の一日も早い復興のために、全力で対応してまいります。

以 上